

答弁書第二〇号

内閣参質一九三第二〇号

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義 偉

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員伊藤孝恵君提出介護職員処遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員伊藤孝恵君提出介護職員処遇改善に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「同様の処遇改善」とは、看護補助者（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第四号に規定する看護補助者をいう。以下同じ。）の処遇改善を意味するものと考えるが、診療報酬においては、看護補助加算等により看護補助者の配置を評価してきており、当該加算等の見直しについて、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。

二について

看護補助者と御指摘の「今回の答申にある介護職員処遇改善」の対象となる介護職員とでは職務内容等が必ずしも同じものではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

